

[原著論文]

新潟県における先駆的な住民福祉活動事例の調査研究 —地域福祉推進の現状と課題—

豊田 保

キーワード： 新潟県、住民福祉活動、地域福祉

Research on Cases of Leading Residential Movement for Welfare in Niigata Pref. — Actual Situation and Subjects on Community-based Welfare —

Tamotsu Toyoda, M.S., M.P.

Abstract

The Social Welfare Law enacted in 2000 which positioned area residents as the main body to promote community-based welfares. Thus, clarification about area residents will be faced because the main body for promotion of community-based welfare will be an important theme in future community-based welfare research. However, there are not any topic particularly formulated for area residents to face, and developments by various voluntary citizens in welfare movements of area residents itself are the topic for the moment. In this paper, two cases of citizens' welfare movements in Niigata Prefecture are discussed. These are leading citizens' welfare movements in national terms as well and allow evaluation for earlier discussion. Roles that these movements can play in promotion of community-based welfare have been consolidated. In addition, the character of welfare problems burdening today's communities should be clarified based on prior research and topics for citizens' welfare movements which are required to resolve have been consolidated.

Key words: Niigata pref, residential movement for welfare, community-based welfare

要旨

2000年に制定された社会福祉法は、地域福祉の推進主体の一つに地域住民を位置づけた。従って、地域住民が地域福祉の推進主体としてどのような課題を担うのかを明らかにすることは、今後の地域福祉研究における重要なテーマである。しかし、地域住民が担うべき特定の公式化された課題が存在するわけではなく、地域住民による自

発的で多様な市民福祉活動を発展させていくこと自体が当面する課題であると考えられる。

本論文では、全国的にみても先駆的な市民福祉活動であると評価できる新潟県における二つの市民福祉活動事例について調査研究し、これらの活動が地域福祉を推進するためには果たしている役割について明らかにした。また、先行研究に拠りながら、今

豊田 保 新潟医療福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科
[連絡先] 〒950-3198 新潟市島見町1398番地
TEL・FAX: 025-257-4472
E-mail: toyoda@nuhw.ac.jp

日の地域社会が抱えている福祉問題の性格を解明するとともに、それを解決するために求められる市民福祉活動の課題について提起した。

I 本論文の課題と方法

周知のように、2000年6月に成立した社会福祉法は、21世紀における社会福祉の基本となる方向を地域福祉とし、同法第4条（地域福祉の推進）において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」としている。この条文をより具体的に解釈すれば、課題が「地域福祉の推進」であり、これを推進・達成する主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」で、達成されるべき地域福祉の状態像は「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」とされており、ノーマライゼーションやインクルージョンの考え方を具体化した姿である。

ところで、社会福祉法の前身である社会福祉事業法は、地域福祉に関して明確な規定を行っていないが、社会福祉事業と地域社会・住民との関係については、同法第3条（基本理念）及び第3条の2（地域等への配慮）によって記述している。具体的には、第3条で「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要とする者が、－略－、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように努めなければならない」

とし、第3条の2では、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、－略－、地域に即した創意と工夫を行い及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」としている。すなわち、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、地域住民等の理解と協力を得」ながら、「福祉サービスを必要とする者が、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されなければならない」としている。

以上に紹介した社会福祉法と社会福祉事業法との間における根本的な相違点は主語である。すなわち、社会福祉法における主語は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」であり、社会福祉事業法における主語は、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者」である。社会福祉事業法において、「国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者」が主語となっている理由は、同法において社会福祉事業を第一種社会福祉事業・第二種社会福祉事業として列挙し、第一種社会福祉事業を経営する主体を原則として国、地方公共団体、社会福祉法人に限定しているからである。また、第二種社会福祉事業については法律上は経営主体を限定していないが、行政上の対応としては第一種社会福祉事業と同じように限定されていたからである。従ってここでは、「社会福祉事業を経営する者は、地域住民等の理解と協力を得」ながら、「福祉サービスを必要とする者が、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されなければならない」として、社会福祉事業の経営者が地域福祉の主体であるとされていた。すなわち、社会福祉事業の地域版とほぼ同一の範囲を意味するものとして地域福祉が把握されていたことになる。しかし今日、地域福祉と地域における

社会福祉事業とをほぼ同一の範囲を意味するものとして捉えることはできなくなっている。それは、福祉ニーズの拡大・多様化・高度化と普遍化・一般化とが進展し、それに伴って福祉サービス提供主体の多元化・多様化も進展してきているからである。社会福祉法はこのような現実の動向に対応して、地域福祉を推進する主体として「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」、「社会福祉に関する活動を行う者」を主語とする規定に改めたと言える。

地域福祉学会等においては、地域福祉をどのように理解するかについては種々の考え方方が存在しているところであるが、地域住民を福祉サービスの客体として理解するだけでは不十分であるとする見解が多くなっている。つまり、一方において地域福祉サービスの提供主体があり、他方でサービスの客体として地域住民を位置づけるだけでは不十分であるとする見解が大多数になっている。例えば、地域福祉サービスについては、福祉諸法に規定されたサービス、福祉諸法には規定されていないが自治体の政策・施策として提供されている自治体単独事業としての福祉サービス、社会福祉法人の創意・工夫によって提供されている自動的民間サービス、地域住民が自発的に特定非営利活動法人その他の団体・組織を結成して提供している任意な福祉サービスなどを、総合的に把握することが一般的になってしまっている^(註1)。

さて、本論文が取り上げるのは、社会福祉法が地域福祉を推進する主体として、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」を主語として規定したことについてである。和田は、「地域住民」、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」、「社会福祉に関する活動を行う者」について、「地域住民が規定されたことは極めて画期的である。社会福

祉を目的とする事業を経営する者は、社会福祉法で規定している社会福祉事業を経営する行政・民間の事業者と、社会福祉法では規定されていないが、新しい福祉ニーズに対応した事業や制度化されていない事業等、より幅広い福祉事業を行う者も含まれている。社会福祉に関する活動を行う者は、種々の福祉ボランティア、福祉活動を行うNPO、さらに最近では設立目的は別にあるが福祉に関心を持ち福祉活動を行う団体が、保健、医療、教育等幅広い分野に広がっている。団体によっては、いくつかの性格を併せ持つ場合も考えられるが、地域社会の種々の関係者が相互に協力し合うことにより地域福祉を推進しようというのである」と解説している¹⁾。

以上のような社会福祉法に関する理解のうえにたって、以下、「地域住民」が地域福祉の推進主体として位置づけられたことについて検討を行う。前述したように法律の条文であるという性格上、「地域住民」が意味することについての具体的な規定はなく、先に引用した和田も「画期的である」としか指摘していない。地域福祉の推進主体として「地域住民」を位置づけるために、その役割として具体的に実施されているのは、自治体による福祉施策・計画の策定へ住民委員として直接的に参加することや、公聴会やアンケートなどによって意見を反映すること、地域住民の福祉ニーズに関して自治体の長・担当部局や議会などを対象としてソーシャルアクションを展開すること、主として社会福祉協議会を中心に策定される地域福祉活動計画などへ直接的・間接的に参加することや意見を反映させること、住民の自発的な任意組織・団体などが提供するボランタリーな地域福祉サービスに参加・協力すること、ボランティア活動を実施することなどである。しかし、社会福祉法が「地域福祉の推進主体」として「地域住民」を位

置づけた意義は、さらに重層的・総合的に解釈されなければならないだろう。

この点について和田は、「地域をベースにした福祉を、一人ひとりの住民・ボランティア、市民活動団体、地域社会を構成する諸団体・企業・行政等が協働してつくりあげる時代に変わった。何より大切なのは地域の住民や団体による自主的・自発的な福祉への取組である。住民・市民が専ら福祉サービスの利用者であり消費者であることから脱却し、福祉の生産者であり担い手でもあるという新しい状況がつくり出されている」²⁾と指摘している。これは、今後の地域福祉の発展方向を理念的に提示したものとして理解すれば、その主張する内容について異論はないが、今日の地域福祉の現状を説明したものであるならば、過大評価と言うべきであろう。すなわち、現実の地域社会にはさまざまな住民・団体間のコンフリクトが存在し、地域福祉の形成を目指す活動は、必ずしもその全てにおいて順調に進展しているとは言えない。さらに補足すれば、兵庫県が制定した『県民ボランタリー活動の促進等に関する条例』³⁾の前文にあるように、「今後の本格的な成熟社会においては、県民一人ひとりから始まる自発的で自律的な活動が社会を支え発展させていく新たな原動力となる。私たちは、公的な領域と私的な領域の中間に位置する公共的領域における活動を担うボランタリーセクターを社会の中に確立することを重要な課題として位置づける必要がある」という決意の表明や、興梠が「21世紀まで克服することができなかつた負の文化『断絶の時代』から、共生の文化の創出をめざして人と人との手をつなぐ『結びあう』時代へと、私たちは社会システムの転換を行っていかなくてはならない。その鍵を握るのは、個人の利害、宗教観や思想・信条の違いを超えた、新たな公共の秩序を耕し創る、自由意志に基づく

ボランタリーな行動である」⁴⁾という今後の地域住民が実践すべき課題の提起は十分に理解できるが、地域福祉の今後の課題や理念、決意表明などと現状認識とは区別しなければならないだろう。

しかし、社会福祉法が成立してまだ数年しか経ておらず、和田が指摘する「地域をベースにした福祉」を構築するために、地域住民が「福祉の生産者であり担い手でもあるという新しい状況」をつくりあげるための活動を推進することは、私たち一人ひとりの住民の課題であることには間違いない。そのためには、現在地域住民が取り組んでいるさまざまな地域福祉活動を調査研究し、先駆的な実践事例について詳細な事例研究を行って教訓を引き出すことは不可欠である。また、こうした調査研究の成果を蓄積し理論化することは「地域福祉の推進主体」としての「地域住民」の課題を達成するための、重層的・総合的方法を開発するための土台になると言える。以下、全国的にみて先駆的であると評価できる新潟県内での住民福祉活動事例を取り上げた調査研究結果を報告し、今後の地域福祉の形成における地域住民の課題と方法を提示する。

II 新潟県における先駆的な住民福祉活動 事例の調査研究

本節では、全国的にも先駆的と評価できる新潟県内の住民福祉活動事例を二つ取り上げ、考察する。その一つは県内において300か所以上で開設されている「地域の茶の間」活動である。300か所という数字は単純な言い方をすれば、子どもも含めた県の人口（約250万人）の約8000人余に1か所の割合で実施されていることになる。また、この活動が主として高齢者を対象に実施されていることを考慮すれば、県の65歳以上の人口（約55万人）の約1800人に対して1か所で実施されていることになる。この数字か

ら「地域の茶の間」活動は、全国的にみて先駆的な住民福祉活動であると評価できる。

もう一つは、吉田町における「ふれあい・子育てサロン」活動である。全国社会福祉協議会は、子育て家庭支援のための「ふれあい・子育てサロン」活動を、2001年度から2003年度までの3か年間計画によって全国各地で実施することを目指し研究開発に取り組んできたが、第1年次の2001年度は全国10か所をモデル推進地区に指定し、「ふれあい・子育てサロン」活動の試行的実践と調査研究を行った。この全国10か所のうちの一つが吉田町の「ふれあい・子育てサロン」である「スマイルフラワーズ」である。この活動も全国社会福祉協議会がモデルとして指定した、新潟県内における先駆的な住民福祉活動として評価できる。

以下、この二つの分野の住民福祉活動事例を紹介する。

1 新潟県における「地域の茶の間」の概要

坂田は、新潟県における「地域の茶の間」の概要について、「誰かと話がしたい、出かける場が欲しい、介護や育児の息抜きをしたい、誰かの役に立ちたいなどの日常生活上のニーズを持つ人たちが、気軽に茶のみ話を楽しめ、お茶代などの実費を負担しながら自由に立ち寄り、交流によって時間と空間を共有する場として1997年に新潟市内で始まり、その後、市近郊から県内各地へと急速に広がりをみせ、2000年度に策定された新潟県『新長期総合計画』では2005年度までに県内で130か所にまで増やすことが目標であったが、2001年10月には300か所以上になっている現状である⁵⁾と報告している。

坂田による「気軽に茶のみ話を楽しめ、お茶代などの実費を負担しながら自由に立ち寄り、交流によって時間と空間を共有する場」である「地域の茶の間」の具体的な

活動内容は、個々の「茶の間」によってその成立過程、目標、参加者の属性や数、運営方法などが異なり、それぞれが個別的な特徴を持っている。

以下、「地域の茶の間」について4つの具体例を紹介する⁶⁾。

1) 万代シティの茶の間

1973年に万代シティが誕生した。その際、商店街の事務局が発足し、イベント委員会や広報委員会、青年部などの組織がつくられた。青年部は1998年の万代シティ25周年時に3つのコンセプトを掲げた。「エンターテインメント宣言」、「県下ナンバーワン商店街」、「人にやさしい街づくり」である。青年部は「人にやさしい街づくり」に沿って、ハード面では歩道や車いす用トイレの整備などを推進してきた。ソフト面では「茶の間」を取り入れた。2001年5月からバスセンター2階の貸しホールを無償で提供してもらい、毎月第2木曜日に開催し、今日に至っている。時間は10時から16時まで、希望者は誰でも受け入れ、自由に過ごしてもらい、お茶とお菓子は200円、昼食は500円とし、商店街に外注している。商店街にある店や会社で働いている青年部のメンバー12名ほどが味噌汁や豚汁をつくり、毎回100～200食を用意している。会場に飾る花なども商店街で調達している。開催日によって参加者の人数や年齢もさまざまだが、毎回50名～100名程度参加している。地元の小学生が「総合的な学習の時間」に参加して高齢者と交流している。参加者は、囲碁・将棋・マージャン・ビーズ細工・編み物・折り紙などを楽しんでいる。乳幼児を連れてくる母親もある。障害がある人も参加している。視覚障害がある人も参加し、商店街での買い物を他の参加者が手伝うこともある。

2) 吉田町の茶の間

吉田町における「地域の茶の間」は、町社会福祉協議会が1994年から住民同士の交流

の場・在宅高齢者の交流の場としてスタートさせた「ふれあい集会」、「いきいきサロン」の活動に由来する。これらの活動は、6会場で年1回開催されたが、民生委員・自治会長・老人クラブ・ボランティアなどの協力によって年々会場数、開催回数が増え、今日の「茶の間」活動へ発展してきた。2001年には、24会場で194回開催されている。これらの「茶の間」は、地域社会を基盤にして、地域住民・ボランティアによって企画・運営されている。一人暮らしの高齢者や、家族は居るが昼間は一人の高齢者、家にこもりがちな高齢者などが、気軽に出来かけて、他の参加者と一緒に食事をしたり、仲間をつくるなど、地域でいきいきと健康に暮らすことができるようになることが目指されている。代表的な会場での運営内容としては、お喋り・健康チェック・手芸・将棋・マージャン・会食・児童との交流・講演会などが企画・実施されている。町社会福祉協議会は、「茶の間」活動をバックアップするために開催費の一部助成（1回千円）、職員の派遣、遊戯用品の貸し出し、回覧文書の作成などを行っている。今後の課題は、活動の広報、参加者の拡大、地域の協力者・キーパーソンの養成などである。

3) 横越町における茶の間

横越町における「地域の茶の間」は、町民生委員協議会女性部の事業として1999年に始められた。女性部のメンバーが1998年から新潟市の「茶の間」活動を見学したり、情報収集したり、勉強会に出かけたりするなど、約1年間の準備をした後に第1回目が開催された。それ以降、毎月1回、町老人福祉センターで休館日を利用して実施されている。参加費は茶菓子代100円、昼食代200円で、開催時間は10時から14時になっている。主なプログラムはストレッチ体操・民謡体操・町の有識者による講話・各種アトラクション・カラオケ・手芸・自由な懇談

などで、平均すると毎回約40名程度が参加している。発足当初は参加者が少なかったが、口コミで参加者が徐々に多くなってきた。また、町の内外でサークル活動を行っている人たちが、活動の成果を発表する場として茶の間に来てくれることが多いとなっている。町で1か所の「茶の間」であるため、当初は遠方に居住している人が参加できなかつたが、現在は町社会福祉協議会が送迎バスを運行している。主な企画は、茶会、家庭教育に関する校長の講話、町長の講話、役場職員の手品芸、コーラスグループの発表、養護学級生徒によるハンドベルの演奏、町の語り部会の発表、視覚障害者による三味線の弾き語り、町役場課長の講話、小中学生との交流などである。

4) 新発田市における茶の間

新発田市における「地域の茶の間」は、1998年からJA女性部によって始められ、現在は市内7地区で毎月1回実施されている。開始するにあたっては、区長や集落の役員の理解、会場準備、共済保険への加入、案内文書の配布、ボランティアの募集など、種々の準備が行われた。「茶の間」の運営方針は、参加時間など参加の形態は自由であること、参加することで知った他人のプライバシーを尊重すること、プログラムは参加者の意向に基づくことなどである。これまでの活動経験によって、知り合い同士がより一層親しくなること、参加者の主体的な参加への意識が高まること、「茶の間」の継続を希望する意向が高まることなどが確認できた。今後の課題は、より地域に密着した活動にしていくこと、JAの福祉事業との連携を強化すること、介護に関する知識を普及していくことなどが挙げられる。

2 吉田町「ふれあい・子育てサロン」の概要

村田は「ふれあい・子育てサロン」の意

義について、「核家族化の進行や地域での人間関係の希薄化などにより、母親が一人で子育てのほとんどを担うことが多くなり、子育てに悩み、ストレスを感じ、子育てのいきづまりから、児童虐待・子どもへの無関心・育児を他人任せにする母親が見受けられるようになってきた。こうしたなかで、地域を拠点に、子育ての当事者及びボランティア、地域住民が、自主的な活動を通じて子育てを楽しみ、仲間づくりを行う活動が、先駆的に取り組まれており、子育て家庭の育児不安の解消や地域住民間の連帯、地域の福祉力の醸成に効果をあげている」⁷⁾と調査結果を報告している。

以下に吉田町における「ふれあい・子育てサロン」活動を紹介する。

【ふれあい・子育てサロン「スマイルフラワーズ」の概要】

新潟県社会福祉協議会が刊行した『ふれあい・子育てサロン 活動の開発のための調査研究報告書(2002)』⁸⁾によれば、「ふれあい・子育てサロン『スマイルフラワーズ』」は、「同じ保育所に通っている母親達が交流を重ねるなかで、家に閉じこもって子育てするよりも仲間同士で一緒に子育てすれば楽しくなるとの想いから、他の子育てサークルや高齢者サロン活動などを参考にして1999年に立ち上げた。吉田町全域の親子を対象に、町保健センターや集会場を使用し、毎月1回程度活動している。活動方針では、住民参加による自主的な子育てに対する支援を掲げている。活動時間は午前10時から2~3時間で、主な活動内容は子育て情報の交換、子育てに関する相談、専門職による講話、ゲームや寸劇等の遊び、コンサートなどである。利用登録者は現在30組で、参加者は毎回15組程度あり、参加費は1回100円である。企画・運営はボランティアスタッフと当事者が協力して担っている」。活動の効果について同『報告書』は、「①母親

のストレスを解消している。②子育て情報の交換の場になっている。③親同士の子育てネットワークの場になっている。④親自身のリフレッシュの場になっている。⑤子どもたちの社会性を育成する場になっている」と結論している。今後の課題については、「①地域住民への活動の周知、②運営スタッフやボランティアの育成、③活動場所・会員制度などの組織整備」の必要性を指摘している。

3 事例についての検討

以上、新潟県における先駆的な住民福祉活動事例を紹介したが、これらの活動に共通して見出せる教訓となる諸点を指摘すると、以下のようにまとめられる。

第一に、これらの活動によって提供されているサービスは、専門的サービスではないが、地域住民が抱えているいくつかの生活上のニーズを充足するのに有効な役割を果たしている。「地域の茶の間」においては、一人暮らしの高齢者や家にこもりがちな高齢者などの外出の機会を確保し、同じ地域に住む地域社会の一員として他の高齢者と時間や空間を共有し、食事や趣味の活動などを通して、高齢者の社会参加を図っている。また、「ふれあい・子育てサロン」活動では、母親のストレスの解消、子育て情報を得られるなどいくつかの効果が『調査報告書』(前掲)によって確認されている。

第二に、これらの活動を通して、「ふれあい・子育てサロン」活動ではその趣旨から同じ状態にある者同士が、また、「地域の茶の間」活動では年齢や障害などの個人の属性を超えて、同じニーズを持つ地域住民同士として相互に結び付きを強めるために有効な役割を果たしている。例えば、「ふれあい・子育てサロン」では子育て情報が交換されたり、「地域の茶の間」では高齢者が「総合的な学習の時間」のために参加した小

学生と交流したり、乳幼児を連れた母親が参加したり、障害がある人たちも参加し交流するなど、地域住民相互の結合を強める場としての役割を果たしている。

第三に、二つの活動とも、それぞれの活動が創りだされた背景はまちまちであるが、活動が開始された後においては当事者が中心的な役割を果たしており、これまで福祉サービスの対象とされていた高齢者や子育て家庭などの当事者が活動の企画や運営に主体的に参加し、当事者のエンパワーメントが図られている。

第四に、いずれの活動においてもボランティアスタッフが関与しており、地域住民のボランティア活動の場になっている。ボランティア活動は、それを実践する場の開発が必要であるが、身近な地域社会においてボランティア活動ができる場を提供している。

第五に、やや地域差があるが、地元の商店街、民生委員、社会福祉協議会、自治体職員、小中学校、地域サークルなど、地域社会の諸機関・団体とのネットワークを形成するきっかけづくりの場になっている。

同時に、今後の課題についても提起すると、「ふれあい・子育てサロン」活動については『調査報告書』がまとめられ、その効果が整理されているが、「地域の茶の間」活動については、この活動が参加者に対してどのような心理・社会的な効果を及ぼしているのか、また、ボランティアなどの協力者が活動にどのような意義を見いだしているのかなどについて、調査研究及びそれに基づく評価が求められる。

III 結論及び今後の課題

すでに述べたように、「地域福祉を推進する主体」としての「地域住民」の課題は、重層的・総合的に把握されなければならない。しかし今日、地域住民が課題としなけ

ればならないさまざまな課題の中の一つが、「日常生活上のニーズを持つ人たちが、気軽に茶飲み話を楽しめ、交流しながら時間と空間を共有できる場」や「子育てを楽しみ、仲間づくりを行える場」を地域社会において創出することである。何故ならば、地域福祉を推進していくうえでの困難な条件は、今日の地域社会自身が抱えている問題から生じているからである。具体的には、核家族化の進行、人口の流動化、私生活優先の生活態度の拡大など、地域社会に存在する問題自体が、一人暮らし高齢者の孤独な生活、地域社会から孤立した子育て、近隣扶助関係の希薄化、果てには障害者施設などの福祉施設と周辺住民のコンフリクトまで生じさせている要因だからである。そして、これら高度経済成長以降一貫して進行してきた地域社会が抱える問題を解決するために、今日では、地域住民の日常生活に係る多様なニーズを解決するための種々の社会サービス・福祉サービスが施策・制度化され、地域社会に内在する問題を外部（社会）サービスによって解決している構図がつくれられている。

この点について野口は、「地域社会や近隣住民が、新たな福祉課題をどのように理解し、承認、和解していくかという21世紀型の人間関係づくりが求められている。たしかに現実的には長期的な、そして重度の要介護者の介護を、隣人や友人に期待することは不可能に近い。しかし、このことはコミュニティケアにおける隣人や友人の意義を認めないことにはならないのであって、臨時の手助け、緊急時の対応、精神的な激励訪問、早期の問題発見と通報など、隣人や友人の果たすべき役割は大きい。家族の規模が縮小するとともに親族の居住地も離れた現代社会では、隣人・友人などのインフォーマルサポートの果たす役割はますます重要なものになったと言わざるを得ない。

い。これから地域住民の人間関係の創造には、個々の住民の自由性、流動性、多様性を保持し、職場と住居の分離を前提としたうえで、どこまで地域的な共同性、一体感、人格的な交流を創出し、一人ひとりの人間性を回復できるかという難問を、「私たちは課せられているわけである」と指摘している。この指摘は、一方において地域社会のあり方が変化したにもかかわらず、他方においては地域社会が有する重要性は変化していないことを指摘したものである。

結論を述べれば、今日の地域社会自身が抱えている問題から生じている地域住民の生活上のニーズは、地域社会の中においてこそ解決されなければならないと言える。すなわち、一人暮らし高齢者の孤独、孤立した子育て、近隣関係の希薄化などの問題は、地域社会の中においてのみ解決が可能な課題である。従って、「個々の住民の自由性、流動性、多様性を保持し、職場と住居の分離を前提としたうえで、地域的な共同性、一体感、人格的な交流を創出し、一人ひとりの人間性を回復」していく「21世紀型の人間関係づくり」を地域社会において創出しなければならない。もちろんこのことは、「社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」が提供する各種地域福祉サービスを否定するものでは全くない。筆者は、地域福祉を形成する諸要素として、年齢や障害の有無など個々人の属性を超えた全ての地域住民が、①施設やグループホームなどを含む居住の場が確保され、②年金や公的扶助も含めて一定の収入が確保され、③必要な生活支援サービスが整備され、④仕事や活動など何らかの社会活動の場が確保され、⑤バリアフリーなどハード面での福祉の街づくりが実現され、⑥知人・友人・地域社会の人たちとの良好な関係が確保されるソフト面での街づくりが実現されるという6条件

が必要であると考えている。この考えから言えば、「日常生活上のニーズを持つ人たちが、気軽に茶飲み話を楽しめ、交流しながら時間と空間を共有できる場」や「子育てを楽しみ、仲間づくりを行える場」を地域社会において創出することは、ソフト面での街づくりを実現するための一つの形態である。

筆者は、2002年5月から9月まで、毎月1回日曜日に開催されていた、新潟市内新崎・濁川・つくし野地域の住民を対象にした「茶の間」にボランティアとして5回参加し、参加者への参与観察を行った。参加者は40~60歳台のボランティアが4~7人で地域内の60~70歳台の高齢者が5~15人程度であった。主な活動としては、カラオケ、調理教室、高齢者体操、茶話会などが行われた。そこで観察された特徴点は、ボランティア・参加者ともに地域の住民で両者の境界がなく一体化していること、参加者が毎月の再会と懇談を楽しみにしていること、一人暮らし高齢者にとっては友人づくりの場になっていること、家族と同居している高齢者にとっては家事等の日常生活上の負担から解放される場であること、ボランティアとしての参加者にとっては地域社会に貢献している満足感が高いことなどが観察できた。従って、地域社会において「日常生活上のニーズを持つ人たちが、気軽に茶飲み話を楽しめ、交流しながら時間と空間を共有できる場」を創出できる可能性とその有効性が確認できた。

訓霸は、「1990年代の初期と後期の統計をみると、16~74歳のスウェーデン人の半数が、非営利・ボランティア組織において何らかのボランティア活動を提供している。ヨーロッパ諸国でボランティア活動が盛んな国はオランダ、スウェーデン、イギリス、ベルギーの順である。スウェーデンの特徴は、ボランティア活動の大半(85%)は活

動者が会員として所属する組織内で行われている。国民運動の伝統が強いことは明確である。スウェーデン人は福祉国家に統制された受動的な市民ではなく、非常にアクティブな市民であることが実証されている。国民1人が平均3つの組織に加入しているように、組織活動が盛んである」¹⁰⁾ことを紹介している。これはスウェーデン国民のボランティア活動に関する紹介であるが、新潟県における先駆的な二つの住民福祉活動事例は、こうしたことが将来の日本のどの地域においても不可能ではないことを示唆している。

最後に、今後の課題について述べる。「地域福祉の推進主体」としての「地域住民」の課題について論じる場合、住民福祉活動の課題を重層的・総合的に論じなければならないが、この点については別誌に譲る。

文献

- 1) 和田敏明：広がる地域福祉の担い手の役割分担と協働。地域福祉を拓く 第3巻 地域福祉の担い手（和田敏明編著）。ぎょうせい。pp5-6, 2002.
- 2) 和田敏明：はじめに。前掲：地域福祉を拓く 第3巻 地域福祉の担い手
- 3) 兵庫県：県民ボランタリー活動の促進等に関する条例。兵庫県。2001.
- 4) 興梠寛：希望への力 地球市民社会のボランティア学。光生館。p11, 2003.
- 5) 坂田真知子：「地域の茶の間」へようこそ。第1回地域福祉推進コロキウム報告書：今、地域が動きはじめた。長寿社会文化協会。pp57-58, 2003.
- 6) 阿部明美：「地域の茶の間」へようこそ。前掲：今、地域が動きはじめた。pp58-67, 2003.
- 7) 村田洋男：はじめに。新潟県社会福祉協議会：ふれあい・子育てサロン 活動の開発のための調査研究報告書。社
会福祉法人新潟県社会福祉協議会・
2002.
- 8) 前掲：ふれあい・子育てサロン 活動の開発のための調査研究報告書。pp5-13,
2002.
- 9) 野口定久：現代社会における家族とコミュニティ。野口定久編集：新時代の地域福祉を学ぶ。みらい。pp34-35,
2002.
- 10) 訓霸法子：アプローチとしての福祉社会システム論。法律文化社。p220, 2002.

註

- 註1) 例えば和田敏明は、社会福祉法の成立を受けて、「地域福祉は、制度的な福祉サービスの提供だけで実現できるものではない。種々な助け合いやボランタリーな活動、環境整備、文化・スポーツ等生活に関連するあらゆる人びと、機関、団体の参加協力が必要となる。地域福祉の担い手について、第一に、従来は専ら福祉サービスの受け手と考えられていた地域住民を規定したが、これは極めて画期的である」（和田敏明「広がる地域福祉の担い手の役割分担と協働」和田敏明編著『地域福祉を拓く第3巻 地域福祉の担い手』ぎょうせい, p5, 2002.）と指摘している。